

ご参考

被保険者が検認対象者と別居している場合の仕送りについて

別居している家族（以下、検認対象者という）の生計費の半分以上が被保険者からの継続的な仕送りで維持されている事実が必要です。このため、仕送り額が検認対象者の収入以上であることが条件となります。

また、被扶養者の生計を維持するだけの仕送りをしつつ、被保険者世帯の生計も維持する必要があることから、以下の基準を目安として設定しております。

① 仕送り額の下限について

『仕送り＝検認対象者の生活費』という観点から、次表の下限を設けています。

表 1

検認対象者の人数	仕送りの下限額／月
1人	6万円
2人	8万円（合計）
3人	10万円（合計）
4人	11万円（合計）

※上記以外の人数の場合は、都度お問合せください。

② 被保険者の扶養能力について

被保険者の収入から検認対象者への仕送り額を差し引いた金額が次表の月額以上であることとしています。

その際、被保険者の収入基準は、書類到着日に当健保に登録されている標準報酬月額とさせていただきます。

表 2

被保険者を含む同一世帯人数 (当健保に加入していない家族は除く)	被保険者の月額 (仕送り額の差し引き後)
1人	12万円以上
2人	17万円以上
3人	19万円以上
4人	22万円以上
5人	24万円以上

※上記以外の人数の場合は、都度お問合せください。

<例>

標準報酬月額が38万円の被保険者が、別居している母親（年金収入月額が4万円1ヶ月の生活費が11万円）1人を扶養したい。
母親への仕送りは7万円しており、被扶養者は配偶者と子供1人がいる。

- ・ 生計維持関係 : ①4万円（検認対象者の収入）<7万円（仕送り額）⇒条件を満たしている
②5.5万円（母の生活費×1/2）<7万円（仕送り額）⇒条件を満たしている
- ・ 仕送り額の下限 : ③6万円（表1）<7万円（仕送り額）⇒条件を満たしている
- ・ 被保険者の扶養能力 : ④19万円（表2）<38万円－7万円＝31万円（仕送り額差し引き後）
⇒条件を満たしている

③ 仕送り時期

仕送りは、基本的に日々の生活費の補助であるため、毎月継続して行なっていることが扶養の条件の一つとなります。上記理由より、毎月の仕送り額を低く設定し、賞与時に増額するような仕送り方法は認めていません。

④ 確認方法

公的機関の書類（日付、金額、送金人、受取人が確認できる書類）の直近連続2ヶ月分を提出してください。

(例)仕送りの銀行振込通知、送金証明書、現金書留郵便の控など。

※仕送りの手渡しや、被保険者名義のカードを共有して利用するなどは、仕送りしている実態の証明ができませんので、認められません。

提出がない（又は手渡ししている）場合には、連続2ヶ月分の実績を作っていただき、翌月からの認定となります。

以上